

# PwC Tax Insight (No.08/2020)

## 新型コロナウィルス(COVID-19)に伴う納税者負担軽減のための各種税務措置が閣議決定

Issued Date: 13 March 2020

.....  
2020年3月10日、新型コロナウィルス(COVID-19)に伴う納税者の負担を軽減するため、各種の税務措置が閣議決定されました。  
.....

新型コロナウィルス(COVID-19)による納税者の負担を軽減するため、各種の税務措置が閣議において承認されました。  
内容については、下記をご参照ください。



## 閣議決定された税務措置

### ●源泉徴収税率の引き下げ

2020年4月1日から2020年9月30日の期間における課税所得の支払いにかかる3%の源泉徴収税率は1.5%へ引き下げられ、2020年10月1日から2021年12月31日までの課税所得の支払いにかかる源泉徴収税率は2%に引き下げられます。ただし、2%の税率は電子申告を通じて、源泉徴収税の支払いがされた場合にのみ適用されます。

### ●支払利息に対する150%費用控除

ソフトローンプロジェクトに参加し、実際の状況に基づいて1つの会計記録および財務諸表を作成している中小企業は、2020年4月1日から2020年12月31日の期間に発生する支払利息に対して、150%の費用控除を適用できます。

中小企業とは、2019年9月30日以前に終了した会計年度における12ヶ月全体の収益が5億バーツ以下で、従業員数が200名以下の企業を指します。

### ●賃金の300%費用控除

中小企業について、2020年4月から2020年7月の間に社会保障法における社会保険に加入する従業員(以下「被保険従業員」という)のうち、月収が15,000バーツ以下の被保険従業員に支払われる賃金に対して300%の費用控除を認めます。ただし、本恩典を受けるには、中小企業は、2019年12月31日時点の給与支払名簿上の被保険従業員と同人数の被保険従業員を、上記期間中、維持しなければなりません。なお、中小企業の定義は上述と同様です。

### ●国内事業者に対する付加価値税(VAT)還付手続きの迅速化

優良輸出業者に対する付加価値税(VAT)の還付手続きが迅速化されます。還付は毎月のVAT申告(P.P.30)がインターネットを通じて行われる場合は15日以内に、地方歳入局へ申請を行う場合は45日以内に行われます。

### ●首相事務所、事務次官事務所に対する寄付金の費用控除

2020年3月5日から2021年3月5日までの間に、新型コロナウィルス(COVID-19)の拡大防止を支援する目的で、個人または企業が、首相事務所や事務次官事務所に対して、電子的方法で行う寄付金(以下、「電子寄付金」という)について費用控除が認められます。

- 個人の場合: 電子寄付金は現金で行われます。当該寄付金とその他のチャリティーのための寄付金および公共利益、県立病院、教育機関に対する寄付金を合算した金額は、収入(手当やその他控除の控除後の課税所得)の10%を超えてはいけません。

- 法人の場合: 電子寄付金は現金または資産によって行われます。当該寄付金とその他のチャリティーのための寄付金および公共利益、県立病院、教育機関に対する寄付金を合算した金額は、純利益の2%を超えてはいけません。

VAT登録事業者は、資産を電子的手段によって寄付をした場合でも、付加価値税(VAT)が免除されます。

### ●一定期間内のSuper Saving Fundへの投資額の費用控除

個人納税者は、2020年の4月1日から2020年6月30日までの期間に、純資産価値の少なくとも65%をタイ証券取引所に上場する有価証券に投資する方針を持つSuper Saving Fund(SSF)に投資を行った場合、投資額の費用控除が認められます。本控除は実際の投資額を基準とし、20万バーツが上限となります。この上限は、プロビデンツ・ファンドやリタイアメント・ミューチュアルファンド等、全てのリタイアメント関連のファンドと組み合わせなければならない通常のSuper Saving Fundの費用控除に追加される条件です。当該投資は10年以上保有される必要があります。

## その他の救済措置

### ●社会保障基金への拠出金の削減

社会保障基金への雇用主と従業員の拠出金は、政府の拠出額のレートは2.75%を維持したまま、賃金の5%から4%に削減されます。この結果、月々の拠出金の最高限度額が雇用主、従業員共に750バーツから600バーツへと減額されます。

社会保障基金の手当を維持するために、退職後も社会保障基金への拠出を続ける任意の被保険者は、拠出率を9%から7%に引き下げる事ができます。政府は以前と変わらない拠出金を支払います。これにより、月々の拠出金は432バーツから336バーツに減額されます。

これらは、2020年の3月から2020年8月までの間において、実施されます。ただし、現在はまだ閣議決定の段階であり、法律が施行されるまでは、現行の拠出レートに基づき社会保障基金の拠出を行う事が推奨されます。

上記全ての規定案は通常の立法過程を経て法律化されます。法律化されましたら、改めてお知らせいたします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Jiraporn Chongkamanont

Natchanond Charoenmechaikul

**日本企業部 (Direct Telephone)**

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)  
[atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)  
[jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

名賀石 樹

(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)  
[tatsuki.nakaishi@pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com)

松下駿太郎

(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)  
[matsushita.shuntaro@pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@pwc.com)

森岡 青紀

(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)  
[aoki.morioka@pwc.com](mailto:aoki.morioka@pwc.com)

玉木 寿典

(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)  
[tamaki.toshinori@pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@pwc.com)

小島 大佑

(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)  
[daisuke.k.kojima@pwc.com](mailto:daisuke.k.kojima@pwc.com)

川又 麻美

(0 2844 1321)  
[asami.kawamata@pwc.com](mailto:asami.kawamata@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。